

## 原告陳述

水戸喜世子

### 水戸巖の簡単な紹介

水戸巖の著作・講演録「原発は滅びゆく恐竜である」は専門家の間では、光栄にも予言の書とよんでいただいています。弁護団からこの書籍とそこから抜き出した一部分を準備書面として法廷に提出していただき、その上原告の一人である私に陳述の機会をいただきましたことを、水戸巖と共に心から感謝申し上げます。水戸巖のことはご存じない方が多いと思いますので大まかに紹介させていただきます。

水戸巖も私も1930年代の生まれですから、原子爆弾が広島・長崎の街の上に投下され、無辜の市民が殺傷されて行く悲惨な現実を身近に経験しています。世にも凄惨な殺戮に手を貸したのが、マンハッタン計画に参加した科学者でした。科学者の協力が無かったら、広島・長崎はなかったし、その後の核実験や核兵器、原発事故に伴うおびただしい放射線被害を地球上に生み出すこともなかったのです。戦争に協力した深い反省から当時の科学者は、日本学術会議を1949年1月に創設して、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」というかたい決意を表明したのでした。更に1952年10月の日本学術会議第13回総会で、原子力研究と原子核研究を明確に区別して、基礎科学としての原子核研究は推進するが応用科学としての原子力研究は、現政府のもとでは、いな、平和な世界が実現するまでは着手しない、それが唯一の被爆国日本の取るべき道である、という見解が多数意見として記録されました。

（「科学者の現代史」188ページ）。水戸巖はその年、学術会議の申し子のように東大物理学科に入学します。やがて素粒子論グループの若き研究者として宇宙線研究グループに迎えてもらいました。近年の学術会議は、原発推進に手を貸したり、今も放射線被害を巡って国のプロパガンダ役を担うという情けない現状ですが、水戸の原点は初期学術会議の理念と共にありましたから、

「核」で再び人を傷つけないのはもちろんのこと、日々の暮らしに密着した科学の時代になることを望んでいました。彼は学術会議が表明したように安全な原子力はまだ存在しないという立場ですから、当然日本に原発が導入されるとともに常に新しい海外の論文を読んで勉強しておりました。青森の六ヶ所の漁

協や福島漁協など原発現地を歩いて専門家としての知識を伝えることに精を出しました。漁協の若い漁師さん達と福島原発の排水口の放射線量を測定してホツキ貝からストロンチウムが検出されたのですが、魚が売れなくなるという一部漁師さんの不安を説得できず、原発を止めるところまでもっていきなかつた力不足を今になって本当に残念に思います。いくら調べても事故を未然に防げなければ意味がないからです。水戸巖が全力で取り組んだものに東海原発訴訟がありますが、彼はこのように振り返っています。「この判決は本当に奇妙です。よく読むと原子炉は危険であると書いてあるのです。絶対事故が起きないなんてことはありえないと。しかし専門家がその確率は十分に小さくて無視できると言っているから、無視できる。これが判決です。原告の主張は大変もつともだが**国の専門家の言うことを覆すほど**、まだ説得力がないのだから、それはおいておきましょう」「そういうことを個々の問題についてやった上で、事故の確率は社会的に無視できるほど小さい」としたのです。

大まかな彼の紹介をさせていただきましたが、最後にご紹介した東海原発訴訟の結論は

1922年の伊方原発訴訟・最高裁判決の調査官解説「現在の学界の通説に従って判断すべき」を色濃く反映していました。「国の専門家が言うのだから」と、根拠にしているのです。著名な肩書きのある御用学者の言説を採用するという安易な判決です。福島事故を経験した今、津波、地震だけにとどまらない、事故解明すらままならないという現状、除染、汚染水、汚染廃棄物の処理など、もはや「学界の通説」など通用しなくなったことが証明されたのです。

かえすがえす悔しいのは東海原発訴訟の中で彼の警告に真摯に耳を傾け、最高裁の言う、「万が一にも事故を起こさない」意識をもって、裁判長が判断をしてくださっていたら福島を救うことができたのです。東海原発が止まれば、福島原発も警戒心を持ち、点検を始めたことでしょうから。司法の判断が村ごと故郷を失う悲劇から人々を救うことができたのです

### 「原発は滅びゆく恐竜である」の一部分を紹介

1章は電事連が発行している「コンセンサス」が特集した原子力発電への33の質問という問答式の形式を借りて水戸巖が「反原発辞典」に書いた入門書。基本的なことをととてもわかりやすく解説している。第2章はスリーマイル島とチェルノブイリの原発事故から何を学ぶか。第3章は原子力=その闘いのための論理。第4章東海原発裁判講演記録となっています。過去の原発事故の事例をしっかり学ぶことにより原発の現在をよりよく理解できるようになります。原発事故の中には、原子炉のほかにも地震、使用済み核燃料、現場労働

者、再処理工場、被ばく、災害評価などを含み、例えばチェルノブイリのところで「土地の汚染については、・・・より汚染の低い、より広い面積の汚染は、結局は制限なく土地が使用される結果、全住民への影響をむしろ深刻化するだろう」という記述があり、今の福島 of 土壌汚染の理解を助けてくれます。

原発の安全神話を一挙に吹き飛ばしたのがTMI事故でした。

「技術的見地からは起こりえない事故」と言ってきた仮想事故をはるかに超える事故が起きたのです。フェイル・セーフとか多重防護といったうたい文句が全部うそっぱちであることが証明されてしまいました。

水戸巖は「およそ学問的良心のかけらでももつ者ならば、己が信じて主張してきた神話が粉碎されたこの現実の前に、謙虚に冷静に反省すべきだろう。ところが彼らは「メーカーが違う」。「BWRでは起きない」と逃げ回った、と推進してきた学者の無節操ぶりに呆れます。

チェルノブイリはどうか。

不幸なことに、ここでも反省はかけらもなかったようです。軽水炉（減速材に水）では起きない。黒鉛炉だから起きたのだ、挙句の果てに、格納容器がなかったからだ、と、根拠のない事を言って、日本の原発は安全だというキャンペーンが新聞を支配しました。

スリーマイル事故が起きて、すぐに書いたのが「働かない安全装置！スリーマイル島事故と日本の原発」の記述です。日本の原発でスリーマイルのような事故を起こすおそれはないのか、過去の事故例を徹底的に調べるのですが、あまりにも報告された事故例が少ない。

1976年を例にとれば、日本では運転中の6基について事故例20だから1基当たり3件強。それに対してアメリカは同じ年、運転している35基について1基当たり50強という報告がされています（米国原子力規制委員会）。そのバイヤスのかかった情報の中から、時には情報がない日本に代わってアメリカの機種を参考に日本の原発の事故分析に挑戦した報告は圧巻です。71年から77年に至る7年間の事故を8つの項目に分けて合計69件について分類していますが、そのうちの半数以上を福島が占めていました。次は福島が危ないと予感していたことと思います。

主・補助給水ポンプが停止すると、ECCS（非常時冷却装置）は、全く多重性を持っていないこと、ECCS作動のための信号（水位計）についても全く多重性を持っていないことを論証し、給水喪失からはじまるメルtdownについて記述しています。

福島原発事故が津波と地震だけのように思いがちですが、真実は明らかにされていないのです。どんな事故が起きていても不思議ではないとおもわれま

す。この章の終わりに「この原稿を書き終わった後で、福島第1原発1号炉（7月20日）、東海2号炉（8月24日）がいずれもいずれも二次冷却水（海水）系統の故障で緊急停止するという重大な事態を起こしている。この事故はTMI事故の発端と同一であり仕上がって我々がここで想定した事故の発端と本質的に同一である。また大飯原発では信号系統の故障からECCSの誤作動が生じた。まことにスリーマイルは遠くない。と嘆息しています。

## 司法の責任

核に対して科学者が社会的責任を負うように、司法にも大いなる責任があります。なぜなら福島の悲劇を防ぐことができた数少ない権力を持つ集団だからです。原発という特殊に危険な工業製品を扱う時、司法がとるべき姿勢について、私たち原告は樋口裁判長から大切なことを学ぶことができました。印象的だったことの第1は最高裁の言う万が一にも事故を起こさないための科学的安ん全感覚です。原発の耐震設計基準値は700ガルですが安全余裕を1, 8倍に取っているから1260ガルまでは大丈夫だという関電に対して、法廷で「エレベーターを5人乗りから10人乗りにしたのにワイヤーの太さを変えなくていいのですか」という意味の質問をされました。素人判断でも、これまで地震学会も地震予知連も、一度も正しく地震を予知したことはないのですから、〇〇以上の地震は絶対に起きないと誰が言いきれますか。その確率がいくら低くとも、ゼロでない限りは起きうるとすべきです。樋口裁判長はまやかしの安全余裕も見逃しませんでした。

「死の灰を満杯にはらんだ原発」だからこそ、安全余裕は勘定に入れてはいけないという思想です。そもそも安全余裕という表現がまぎらわしいのですが、材質・設計上必要最低限含まれねばならないのりしろのことですから。

二つ目の感動はたかが電気のために、経済性を優先して、日々の暮らしを含めた命を犠牲にしてはならないとする日本国憲法の価値観です。便利さばかりを追い求める私自身の生活態度まで、教え諭されたように思いました。

3・11以前、完全に失っていた司法への信頼を再びつなぎとめてくれたのが樋口判決でした。価値観を全く同じくするこの「恐竜」の本を裁判所あて心を込めた礼状と共にお送りしたのはもちろんですが、世界中の人にこの判決を知らせてくて、友人と二人で英語、中国語、韓国語に翻訳して海外に発信しました。それは《世界が「読みたい」判決文》——福井地裁「原発より、命と暮らし」——市民ら英・中・韓に翻訳 として、2014年7月13日付の朝日新聞に写真入りで大きく報道されました。その後、日本同様の地震国にもかかわ

らず、日本が原発輸出を進めようとするトルコの言葉、また日本同様の人口密集地にもかかわらず、日本が原発輸出を進めようとしていたヴェトナムの言葉—ヴェトナムの人々はその後、原発を中止する決断をしました—、そして、チェルノブイリの悲劇を経験したウクライナの言葉など、多くの言語に翻訳されたと聞いています。アジアでも脱原発は大きな流れとなっています。この判決文の出番を一層増やしたいと計画をしています。この高裁判決がこの判決に一層の輝きを添えることを原発いらないという7割の国民とともに、熱望しております。聞いていただきありがとうございました。